

【医療機関の税務】 Part 1 賃上げ促進税制

[文責医業経営]アドバイザー
桜井 裕子

【医療機関の税務】

Part 1. 賃上げ促進税制

- 賃上げ促進税制は、従業員の給与支給額を前年度より一定以上アップさせた法人や個人事業主を対象に、一定の税額控除を行う制度です。
- 賃上げに積極的に取り組む企業や個人事業主をサポートする制度になります。

【適用期間】 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する事業年度
(個人事業主の場合、令和5年及び6年)

	適用要件	税額控除	
通常	雇用者給与等支給額 前年比1.5%以上増額	15%	最大40%
上乘	雇用者給与等支給額 前年比2.5%以上増額	15%	
	教育訓練費 前年比10%以上増加	10%	

【税額控除の金額】 給与等の増加額 × 控除率

【税額控除の上限】 法人税額又は所得税額の20%

【説明】

●給与等の増加額とは

→ 前事業年度の雇用者給与等支給額と比較しての増加額

●教育訓練費とは

→ 外部講師謝金、研修参加費、外部施設等利用料

(グループ企業からの講師派遣、施設等利用料は対象、自院の職員等を講師は対象外)

●雇用者給与等支給額とは

→ 適用年度に損金算入されるすべての国内雇用者に対する給与等の支給額

●国内雇用者とは

→ 法人又は個人事業主の使用人のうち、その法人又は個人事業主の国内に所在する事業所の賃金台帳に記載されている者

(使用人兼務役員を含む役員及び役員の特珠関係者、個人事業主の特珠関係者は含まれません。)

●特珠関係者とは

→ 法人の役員又は個人事業主の親族

親族の範囲は、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当。

当該役員又は個人事業主と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者等も特珠関係者に含まれる。

★ご注意ください！！

○ 税額控除を適用するためには、賃上げをとまなうことから、今後の収益性や資金繰りに不安のある医療機関が取り入れると、目先の税額控除よりも賃上げによるコストアップで経営が圧迫する恐れがあります。

○ 中長期的な経営計画や資金繰りにも注意し、慎重に検討することをおすすめします。



本センターでは、医療労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っています。

※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。